

坂戸市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和7年1月22日(水) 午前10時00分開会・午前11時11分閉会	
開催場所	坂戸市役所301・302会議室	
会長の氏名	尾崎 晴男	
出席者(委員)の氏名・出席者数	森田 修平委員 笹沼 祐也委員 尾崎 晴男委員 柳下 正和委員 新井 文雄委員 中島 浩喜委員 小澤 弘委員	森田 文明委員 石井 寛委員 関 宏委員 小西 勉委員 井ヶ田 幸生委員 仲 宏委員 堀 みづき委員 14名出席
出席者(委員)の氏名・欠席者数	中川 周三委員	1名欠席
事務局職員の職・氏名	都市整備部部長 都市整備部次長 都市計画課課長 都市計画課課長補佐 都市計画課まちづくり政策係係長 都市計画課まちづくり政策係主事	佐藤 健一 柴田 智行 林 洋司 林 比呂樹 松本 哲雄 関口 龍成
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 指名事項 (1) 会議録署名委員の指名 4 諮問事項 (1) 坂戸市都市計画マスタープランの策定について (2) 坂戸市立地適正化計画の改定について 5 報告事項 (1) 都市計画の変更告示について 6 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 諮問事項資料1及び2 ・ 参考資料1 ・ 坂戸市都市計画審議会委員名簿 ・ 坂戸市都市計画審議会条例 ・ 坂戸市都市計画審議会運営規則 	

	議 題・発言内容・決定事項
事務局	<p>本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 まず、本日の資料を確認させていただきます。 本日の資料につきましては、お手元の「配布資料一覧」のとおりでございます。 なお、「次第」及び「坂戸市都市計画マスタープラン【概要版】」については、事前にお渡しした資料からお手元のものに変更をお願いします。 資料に不足がございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>これより坂戸市都市計画審議会を開会させていただきます。 現在の出席者14名、欠席者1名でございます。 従いまして、坂戸市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、委員の半数以上の出席でありますので、本会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。 それでは、尾崎会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日は当審議会に、お忙しい中御出席を賜りまして誠にありがとうございます。会長を務めております尾崎でございます。 諮問事項は坂戸市の決定事項2件及び報告事項1件ということでございます。 本日も皆様方の慎重な御審議をいただきまして、取りまとめてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。開催にあたって御挨拶を申し上げます。よろしくようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして、石川市長より挨拶を申し上げます。</p>
市 長	<p>本日は、委員皆様におかれましては大変お忙しい中、都市計画審議会に御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。また、日頃より本市の活力あるまちづくりに向け御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。 本日の諮問事項につきましては、「坂戸都市計画マスタープランの策定」、「坂戸市立地適正化計画の改定」の2件であります。</p>

	<p>また、報告事項として「都市計画の変更告示について」の1件を予定しております。本日は、慎重御審議の上、速やかなる御答申を賜りますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>石川市長におきましては、他に公務が重なっておりますので、ここで退席されますことを御了承願います。</p>
事務局	<p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>都市整備部長の 佐藤 でございます。</p> <p>都市整備部次長の 柴田 でございます。</p> <p>都市計画課長の 林 でございます。</p> <p>都市計画課まちづくり政策係の 松本 でございます。</p> <p>同じく、まちづくり政策係の 関口 でございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の 林 と申します。</p> <p>よろしくようお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります、議長を尾崎会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは次第に基づきまして議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。坂戸市都市計画審議会運営規則第5条の規定によりまして、会長より、お二方を指名させていただきたいと存じます。本日は、柳下 正和委員と新井 文雄委員を指名させていただきます。よろしくようお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>次に、本会議の諮問事項及び報告事項について、公開とするか非公開とするかをお諮りしたいと存じます。</p> <p>本会議は、原則として公開することとなっておりますが、本日の会議における諮問事項及び報告事項を公開することに御異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>本日の会議を公開することといたします。</p> <p>なお、傍聴の方の資料につきましては、事業の進捗等に関する事項も含まれるため、会議が終わり次第、事務局に返却するものとさせていただきます。</p>

会 長	次に、傍聴希望者について確認します。本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局	傍聴者なしです。
会 長	傍聴の御希望がいらっしゃらないということで議事を進めたいと存じます。
会 長	本日の諮問事項（１）「坂戸都市計画マスタープランの策定について」となります。 内容を事務局より説明願います。
事務局	<p>今回、皆様には、これまで、市民アンケートや地区別のワークショップ、そして、学識者や市民代表で構成した「都市計画マスタープラン策定等協議会」などのプロセスを経て作成した、事務局案の最終版として都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の本編と概要版をお配りしております。</p> <p>これから、その内容について、簡単に説明をさせていただきますが、説明については、本編を要約した「諮問資料１、２」で説明させていただきます。</p> <p>なお、本編の内容について、先日溝端公園の都市計画公園の変更の告示をしたことで、都市計画公園の現状面積等、現在お配りしているものと若干の修正が必要な箇所がございますが、修正が間に合っておらず申し訳ございません。最終的な校正は、実施しているところでありますことを御容赦いただきたくお願いいたします。</p> <p>では、諮問事項（１）都市計画マスタープランについて御説明いたします。諮問１の資料はお手元にごございますでしょうか。</p> <p>説明については、前方のスライドを使用いたしますので、消灯させていただきますことを御了承願います。</p> <p>また、前回の審議会でご報告した内容と重複する部分もございますが、御了承ください。</p> <p>はじめに、策定フローですが、本計画は令和５年度から２か年をかけて検討・策定を行うスケジュールで進めてまいりました。</p> <p>昨年度は市民へのアンケート調査や地区別ワークショップによる市民意向を踏まえながら全体構想の検討を行いました。</p> <p>今年度は、全体構想を踏まえ、地区別方針等の検討を行い、「都市計画マスタープラン策定等協議会」や「庁内検討委員会」を経て、１１月に市民コメント、それに伴う市民説明会を開催しました。</p>

その後、市民コメント後に作成した計画案について「策定等協議会」で御意見をいただき、本日の審議会において諮問させていただいております。本日、内容の御審議をいただき、答申をいただいた後に、3月に策定・公表を行う予定でございます。

続きまして、まちづくりの主要課題を御説明します。

まちづくりの主要課題は社会情勢や市民意向などを踏まえ、御覧のとおり、5つの視点から整理しています。「まちの構造」では、拠点性向上と道路ネットワークの形成による、コンパクトなまちづくりに向けた継続的な取組みの推進。「まちの生活」では、企業誘致策の継続や適切な土地利用による操業環境の維持・向上。「まちの安全」では、自然災害に対応した防災性・減災性の向上。「まちの自然・景観」では、清流や山林、多様な機能を有する農地等の自然や歴史・文化資源の保全・活用。「まちの運営」では、企業や大学等と連携した、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組の推進等を挙げています。

続きまして、坂戸市の将来都市像と4つのまちづくりの目標についてです。今回、本計画における将来都市像は、「誰もが暮らしやすさを実感できるまち さかど」としました。これまで本市は暮らしやすいまちづくりに資する取組を進めてきましたが、様々な課題に対して、社会潮流等を踏まえ、今後も対応していく必要があります。そこで、これまで以上に人々が暮らしやすさを実感し、本市に関わる全ての人々が「住んでみたい 住みつづけたい」と思えるまちを目指すために、「都市計画マスタープラン策定等協議会」などを経て、この将来像に決定いたしました。

そして、将来都市像を実現するまちづくりの目標として、御覧の4つの目標を設定しております。こちらでは、4つの目標の具体的な内容をお示ししております。目標1では、「利便性が高く、活気と賑わいあるまちづくり」のため、誰もが住み続けたいと思うようなまちを目指すとしています。目標2では、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」のため、公共交通ネットワークの強化や生活サービスの機能の維持・充実を図り、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指すこととしています。目標3では、「ふるさとの自然・歴史と共生した、美しく魅力あるまちづくり」のため、豊かな自然環境や歴史・文化の保全・活用を推進し、魅力あふれるまちを目指すこととしています。目標4では、目標1から3について、市民をはじめとする関係者と連携・協力して進めるため、「多様な主体による協働のまちづくり」を定めています。

続きまして、将来都市構造でございます。拠点、軸、ゾーンの3つの要素で構成しておりますが、まずは拠点についてです。市内の特色を活かし、様々な活動や暮らしを支える中心となる場所

を「拠点」として設定しました。拠点の種類は「中心拠点」「生活拠点」「産業拠点」「スポーツレクリエーション拠点」「文教拠点」の5種類となっております。

続いて軸についてです。軸は都市間や拠点間を結び、主要な移動経路となる道路のほか、本市の特徴である水と緑の骨格を軸として設定しました。軸の種類は、御覧の6種類となり、広域交通の利便性強化を図る広域連携軸、広域連携軸を補完する都市連携軸、都市連携軸を補完する市内連携軸、坂戸駅周辺と北坂戸駅周辺を結ぶ中心部にぎわい軸、鉄道や基幹的バス路線等で構成される公共交通軸、水や緑に親しめる水と緑の骨格軸。以上を設定しています。

続いてゾーンについて説明します。市内を地域特性により4つのゾーンに分類し、計画的で秩序ある土地利用を図ります。種類は4種類で、商業地や住宅地等の都市的な土地利用を進める「市街地ゾーン」。既存農業集落の住環境維持を図る「農地共生ゾーン」。優良な農地の保全・活用を図る「農地ゾーン」。緑地や公園等のまとまった緑の保全活用を図る「緑地ゾーン」をそれぞれ設定しました。

拠点、軸、ゾーンを図にするとこのようになります。拠点は丸い破線の円、軸は実線と破線の矢印、ゾーンは下図として4種類の色分けで示しております。

続いて分野別方針について御説明します。今後のまちづくりに向けた取組方針を6つの分野に整理し、施策を展開していきます。その1つ目、土地利用方針の考え方では、安心して快適に住み続けられるコンパクトな都市の形成や、地域の特性に応じた土地利用を誘導し、良好な環境を形成することとしています。

また、土地利用方針は、将来都市構造で示すゾーンごとに整理しており、例えば、市街地ゾーンでは、良好な市街地の形成や産業振興に資する土地利用の推進等を掲げています。次に、道路・交通の方針ですが、考え方として、広域連携軸、都市連携軸、市内連携軸の体系的な整備推進により、道路交通ネットワークの形成を図ること。また、鉄道やバスの利便性向上等により、快適に移動ができる都市の実現を図ることとし、方針としては、中心市街地や地域間を連絡する幹線道路網の強化として、都市計画道路の整備推進等をあげております。次に、水辺・公園・緑地における考え方としては、高麗川や城山の森等の自然環境や、公園、緑地等の維持・保全・活用を図ることとし、その考え方に即して、水と緑のネットワークの形成等の内容を方針として掲げております。次に、景観・観光における考え方としましては、緑地や河川、水田、市街地に点在する屋敷林、社寺林などの地域資源を生

かした景観づくりの推進を図ることとし、方針として、特色のある自然・郷土景観の維持・保全や、良好な都市景観の形成等を掲げています。住宅・住環境における考え方としては、持続可能な住環境の整備推進や、建築物の省エネルギー化の推進を図ることとし、方針では、ユニバーサルデザイン等の推進や地域特性やニーズに応じた住宅・住環境の整備等を掲げています。防災・防犯の考え方は、国や県と連携した水害対策や、地震・火災に対応した道路整備、地域ぐるみの活動の促進を図ることとし、方針では、水害や地震・火災に強いまちづくりの推進のほか、交通安全、防犯まちづくり等を掲げています。特に防災の項目については、「策定等協議会」においても関心が高く、御意見を頂いたところございましたので、その意見を基に、方針の中で、雨水による道路の浸水対策として、透水性舗装の普及促進を記載しています。また、防災拠点や避難所の機能強化・充実についても、御意見を基に記載しております。

次に地区別構想について御説明します。地区別構想は、地区の特性や課題、市民の意向を踏まえ、全体構想の考え方を地区毎に示した、身近なまちづくりの方針です。市内を御覧の5地区に区分して、地区ごとの将来像や取組をまとめました。三芳野地区については、将来像を「豊かな自然に囲まれた、産業拠点と調和するまち」とし、7つの整備方針を掲げています。重点施策としては産業振興に資する産業拠点の形成と、地区の防災性の向上を掲げています。こちらは三芳野地区の方針図です。勝呂地区は、将来像を「のどかな農村環境とスポーツ・文化が調和するまち」とし、9つの整備方針を掲げています。重点施策としては地区の防災性の向上を掲げています。そのほかにもスポーツレクリエーション拠点における機能の強化・充実等を図るとしております。こちらは勝呂地区の方針図です。坂戸地区では、将来像を「本市の活力をけん引する活気とにぎわいのあるまち」とし、10の整備方針を掲げています。重点施策としては、主要幹線道路の沿道土地利用の促進や地区の防災性の向上を掲げています。こちらは坂戸地区の方針図です。入西地区では、将来像を「自然を身近に感じられる生活利便性の高いまち」とし、8つの整備方針を掲げています。重点施策としては地区の防災性の向上を掲げています。他にも産業拠点における操業環境の維持・向上等を掲げています。こちらは入西地区の方針図です。大家地区では、将来像を「水とみどりが調和した魅力ある文化・教育のまち」とし、8つの整備方針を掲げています。重点施策として生活拠点における魅力の向上や、主要幹線道路の整備促進による利便性の高い道路ネ

ットワークの形成等を掲げています。こちらは大家地区の方針図です。

次に、計画の推進に向けて、まちづくりの基本的な考え方を御説明します。本計画の推進にあたっては、幅広い分野での事業・施策の展開が必要であり、そのためには様々な主体と連携しながら、計画的にまちづくりに取組んでいく必要があります。そこで、重要な要素と思われる「協働によるまちづくりの推進」や「まちづくりの実現に向けた施策の展開」、「本計画の進行管理・見直し」について整理しています。まずは、「協働によるまちづくりの推進」についてです。市民をはじめ、企業、NPO、ボランティア団体等の民間組織や、大学等の教育機関、行政の各主体について、役割分担など基本的な考え方を整理しています。次に、「まちづくりの実現に向けた施策の展開」についてです。

計画的かつ効果的なまちづくりに向け、「協働によるまちづくりの推進」と「まちづくり推進体制の強化」、「マスタープランの効果的な運用」の3つの視点から施策を展開するとしております。次に、「本計画の進行管理・見直し」についてです。計画的なまちづくりに向け、定期的な検証・確認を行うため、PDCAサイクルを活用した継続的な進行管理を行います。

以上で、都市計画マスタープランについての説明は終わりになりますが、ここで、先月11月1日から約1か月間実施した、市民コメントの結果について御報告します。

お手元の参考資料1を御覧ください。

こちらは、市民コメントの内容とその対応についてお示したのものになります。諮問事項(2)の立地適正化計画に共通する内容もございますが、ここでまとめて御報告します。

こちらコメントの募集をしたところ、3件の提出がありまして、内訳としましては、個人の方2件と団体1件になります。

内容としましては、道路の安全性や利便性、都市計画道路の未整備路線の整備、子育て世代への対応等について御意見をいただきました。いただいた御意見は、どれも大変貴重なものでありましたが、方向性としては、本編に記載の内容と同等のものでしたので、これらを踏まえた修正はないものとして、本日お渡ししている計画案を作成しております。その中で、坂戸駅北口の再開発についての意見もございましたが、現時点で市施行による区画整理等を伴う「再開発」は難しいと考えております。したがって、本編に「再開発」という文言の記載はしておりません。ただし、民間による開発や駅前広場の整備等は想定されますので、駅前の都市機能の強化と活力の向上のため、総合的な市街地の整備・改善を図ることをマスタープランでは記載しています。また、立地

	<p>適正化計画においても、坂戸駅周辺は中心拠点として位置付けており、商業や子育て機能の維持・誘導により、市街地の活性化及び拠点性の向上を図ることとしております。</p> <p>その他、いただいた意見の中でも、具体的な内容について御意見をいただいたものについては、関係する部署と情報共有を図り、今後、事業を実施する際の参考にしていきたいと考えております。</p> <p>諮問事項1の説明は以上になります。</p>
会 長	<p>ただいまの説明のありました「坂戸都市計画マスタープラン策定について」、何か御質問がありましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ないようでございますので、お諮りします。</p> <p>諮問事項（1）「坂戸都市計画マスタープランの策定について」は原案に賛成することで、御異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>御異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。</p> <p>諮問事項（1）は原案のとおり御承認いただきましたので、本日付けで意見無しとしてその旨を市長に答申することといたします。</p>
会 長	<p>続きまして諮問事項（2）「坂戸市立地適正化計画の改定について」、こちらについて議題といたします。</p> <p>内容を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>諮問事項（2）「立地適正化計画について」御説明いたします。</p> <p>資料は諮問資料2をお願いします。</p> <p>こちらも、前回の説明と重複しますが、改めて計画の概要、そして主な改定内容について御説明いたします。</p> <p>本計画は、住宅や都市機能増進施設の立地の適正化を図るために策定するもので、居住と、生活利便施設が適切に立地するよう誘導を図り、公共交通と連携し、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するものです。本市でも、生活利便施設等を誘導する「都市機能誘導区域」と、居住を誘導する「居住誘導区域」を定めているところです。</p> <p>さて、今回の改定については、近年、頻発・激甚化している自然災害に対応するため、「防災指針」を定めることが主なものになり</p>

ます。この防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能確保を図るための指針です。こちらは、どのようにして防災指針を検討したのかを示しています。今回、「ハザード情報等の収集、整理」や「リスクの高い地域等の抽出」から、「具体的な取組、スケジュール、目標値」までの検討を実施しております。はじめに、どのハザード情報を対象としたのかについてですが、居住誘導区域内のリスクの分析を行うため、発生するおそれのあるハザード情報から、本市で想定されるものを、表のとおり整理しました。こちらは、先ほどの表で示したハザード情報と、建物分布等の立地状況を重ね合わせ、分析した結果から、地区ごとの防災上の課題を整理したものになります。土砂災害・水害による防災上の課題は、三芳野地区において、浸水深5 m以上の区域が存在することや、その他の地区においては、浸水深3 m以上の区域に、垂直避難が困難な家屋が存在することが挙げられます。続きまして、地震災害による防災上の課題は、三芳野・勝呂・坂戸地区で建物倒壊危険度20%以上の区域が広がっていることや、入西・大家地区では液状化の可能性が高いことが防災上の課題として抽出されました。その防災上の課題を踏まえ、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを推進するため、防災まちづくりの将来像を「良好な住環境等の活用と創出による若年・子育て世代の定住促進」といたしました。これは、現行計画において設定されている3つのまちづくりの方針のうち、最も防災まちづくりの方針としてふさわしいものを選択しています。

さて、先ほどまで本市の防災上のハザードについて把握してきましたが、ここからは、現行計画から居住誘導区域を見直すにあたり、国の考え方を基に、市内で指定されている各種ハザードのうち、居住誘導区域に含まない区域と、含む区域を設定していきます。こちらの表は、居住誘導区域に含める・含めない区域を整理したのものになります。まず、含めない災害は、土砂災害特別警戒区域に加え、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域としました。これは国の考えにおいて、原則、含まないこととされているためです。一方、浸水想定区域や洪水・内水実績区域、大規模盛土造成地等については、災害リスクを低減しつつ居住誘導区域に含めることとしました。

その考え方のもと作成した、新たな居住誘導区域の図面がこちらです。土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域は現行計画でも除外しておりましたが、新たに、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている、高麗川沿いの泉町と伊豆の山町の一部、右側の拡大図で示した2か所について、除外することとしています。

続きまして、防災まちづくりの取組方針を説明します。各種災害の「リスク回避」と「リスク低減」の二つの視点を基に整理し、防災まちづくりを推進することとしています。分類別にみると「土砂災害」に対しては、居住誘導区域から除外することでリスク回避を図りつつ、土砂災害防止のための安全対策を推進します。「洪水」に対しては、家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外し、リスク回避を図ります。浸水が想定される区域は、河川改修など、ハード整備等によりリスクの低減を図ります。「内水」に対しては、下水道整備等の対策を推進し、リスクの低減を図ります。「地震」に対しては、建物の耐震化や、道路整備等によりリスクの低減を図ります。また、「各種災害共通」の取組方針として、災害リスクの周知による市民の防災意識の啓発や、災害時に安全に避難できる環境・体制を充実させ、災害リスクの低減を図ることとします。

こちらでは、防災まちづくりの取組方針を推進するため、具体的な取組内容を整理しました。なお、各取組は「坂戸市国土強靱化地域計画」や「坂戸市地域防災計画」などと連携しながら進めることとし、本市のみならず、国や県といった関係機関や、市民と連携し実施していきます。それでは、主な取組施策を何点か抜粋して説明します。②について、ハード対策によるリスクの低減を図るため、耐震化や水害対策などの建物について対策を図ることとする「建築物の災害対策」を記載することとしています。続きまして、④については、国や県と連携した河川施設の整備、河川改修の実施の推進などの治水対策を図ることとし、「河川施設等の整備」等を記載しています。また、ソフト対策によるリスク低減に関する取組施策として、⑫ですが、市民による自主防災組織の活動支援や結成推進等を図ることとする「防災体制の強化・活動支援」を記載しております。また、⑬については、意識啓発のための防災マップやマイ・タイムラインの普及推進を図ることとする「防災意識の向上」等を記載しています。

	<p>最後になりますが、防災上の対応方針の実現に向けて計画的に対策の進捗を図るため、目標値を設定しましたので紹介します。指標については、定量的に図れることや、「策定協議会」での御意見なども踏まえ、自主防災組織結成率と坂戸市防災アプリの登録者数とし、市としては、市民の防災意識を高めるためのサポートをしないとあったところで目標を設定させていただきました。</p> <p>諮問事項2についての説明は以上となります。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま「坂戸市立地適正化計画」について説明がありました。御質問がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>諮問資料2の15ページのリスク低減（ハード対策）④河川施設・内水施設の整備で、「国や県か」となっているが、「国や県が」でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>御指摘いただいたとおりでありますので修正いたします。この後、全体も含めて、再度確認いたします。</p>
委 員	<p>その下の谷治川の河川改修について、実施主体が下水道組合となっているが、間違いないか。</p>
事務局	<p>こちらについても誤りであります。実施主体は市になります。修正いたします。本編の計画書については修正済みとなります。</p>
会 長	<p>計画書の127ページの部分ですね。さらにその下の「雨水幹線の整備推進」の実施主体が下水道組合になるということですね。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。表記がずれております。申し訳ございません。</p>
委 員	<p>7ページについて、坂戸地区、勝呂地区、三芳野地区で建物倒壊危険度が20%の区域が広がる、と書いてあるが、ほかの入西地区、大家地区は大丈夫なのでしょうか。</p>
事務局	<p>建物倒壊危険度が20%を超える地域が多いのが坂戸地区、勝呂地区、三芳野地区の3地区ということであり、残りの2地区にも建物倒壊危険度が20%を超える地域は存在します。</p>
委 員	<p>大地震が起こる可能性があるという話もあるので、地震災害への対策については力を入れてもらいたいです。</p>
会 長	<p>建物倒壊危険度が20%を超える地域が広がっているのがこの3地区で、ただし残りの2地区についてもまったくないわけでは</p>

	<p>ないということですね。御指摘のとおり、非常に重要な対策の対象になると思われます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>都市計画マスタープランの最後の方に、協働によるまちづくりの推進をより具体的に、市民、企業、協議関係者がわかるようなPRを勉強して行ってほしいと思います。</p>
事務局	<p>今後の政策に十分生かさせていただきたいと考えております。今後持続可能なまちづくりを目指す中で、やはり市民の皆様、事業者の皆様、いろいろな関係者と協働して進めていくということが大きなテーマになっておりますので、承りまして、対応したいと思ひます。ありがとうございます。</p>
会長	<p>こういう立派な計画を作ったならば、それを実行するためには、市民の方々と、あるいは事業者の方々と協働して進めることが大事ということですね。</p>
委員	<p>19ページのリスクの低減（ソフト対策）⑮防災性の高い住環境整備について、実施主体が市民だけとなっております。ブロック塀等の危険倒壊危険物の所有者への指導等の実施という文言で市民だけを実施主体としていいのかどうか。行政が関わっていないように捉えられてしまうのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>枝が出ていたり、塀の問題というのは個人の財産のため、原則的には財産権があるため、その所有者以外は手が出せないことになっております。昨今、それでは公共の福祉が確保できないということで、空き家に関しましては、法律が改正され、行政が関与できるという仕組みが出来ました。ところが塀等に関しては、まだそういった具体的な取組ができないため、この立地適正化計画には実施主体を市民のみといたしました。実際には塀の調査を実施してござりまして、倒壊の恐れがあったら指導等を行ってござります。ですので、そのような対応をしている市も実施主体とすべきということであれば、市と市民の両方を実施主体としようと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>過去の地震災害で、実際にブロック塀が倒壊して死亡者が出ている。指導する立場として市も実施主体に含めた方がよいとおもひます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>

	委員の皆様から御了承いただけるのであれば、御指摘のとおりとさせていただきます。
会 長	「指導等」としているのであれば、市の役割が期待されるということですね。皆様にお諮りしますが、市も実施主体とすることについて、御異議ございますか。
委 員	異議なし。
委 員	「指導を実施する」とことと「指導されたことに対して調査する」とことで主体が異なると思われませんが、どのような解釈なのでしょう。
事務局	確かに「指導」としか書かれておらず、実施主体は市のみでよいのではないかという疑問が生じてしまっております。
委 員	「指導、改善」とするのはどうでしょうか。また、国や県は主体とはならないのでしょうか。
事務局	文言については修正いたします。県等が是正等を行っているのかについては、確認してから修正を行いたいと思います。
委 員	埼玉県地域防災計画に基づいて坂戸市地域防災計画を策定している。その中で、自主防災組織を通じて地域の危険個所を把握し、なにかあったら市と相談して改善するといった取組が行われています。なので、県は主体にはなりえないと思いますが、市は主体とするべきだと思います。
会 長	市も主体とし、国や県も主体となり得るのか、また文言については確認したうえで修正する、ということよろしいでしょうか。 修正し、確認後に委員の皆様にご報告するという進めさせていただきます。
	そうしますと、諮問事項（２）「立地適正化計画の改定について」は、⑮防災性の高い住環境整備については適切に訂正するという前提で、原案に賛成いただくということで御異議ございませんでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	御異議なしと認めますので、修正した形原案に賛成することに決定いたします。

	<p>では、次に報告事項（１）「都市計画の変更告示について」、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項の「都市計画の変更告示について」ですが、今回、坂戸 IC 地区及び北坂戸拠点地区の都市計画変更告示をしたことを御報告いたします。</p> <p>坂戸 IC 地区の市街化区域編入等については、前回の都市計画審議会の際、埼玉県において国と協議中であり、完了次第、都市計画の変更が告示される旨をお伝えしましたが、先日、１月１０日に、県より告示がされました。</p> <p>それと同時に、昨年７月４日に本市の都市計画審議会において御審議いただいた、市決定案件である用途地域、防火地域及び準防火地域、土地区画整理事業、地区計画の都市計画の変更について、同日の１月１０日に告示いたしました。</p> <p>また、北坂戸拠点地区についても、昨年７月４日の都市計画審議会において御審議いただいた案と同じ内容で、坂戸 IC 地区と同日の１月１０日に用途地域、防火地域及び準防火地域、地区計画、都市計画公園の変更について告示させていただきました。</p> <p>両事業とも、今後は造成工事や建築工事等の具体的な取組が実施されていきますが、御承知いただくようお願いするとともに、報告とさせていただきます。以上です。</p>
会 長	<p>ただいまの報告について、御質問等ございますか。</p>
委 員	<p>なし。</p>
会 長	<p>御質疑ないようでございますので、以上で報告事項を終了します。</p> <p>そうしますと本日の諮問事項報告事項審議事項は以上でございますので、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆様方には進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、坂戸市都市計画審議会を閉会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございました。</p>